

丸 森 町 総 合 評 価 落 札 方 式 落 札 者 決 定 基 準

平成22年4月

丸 森 町

1. 総則

本基準は、丸森町が発注する工事における請負者の選定を、総合評価落札方式で実施するにあたっての基準を示すものである。

2. 総合評価点の算定方法

(1) 総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たす者を対象に行う。

ア 入札参加者が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でない者。

イ 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術等の資料(以下「総合評価技術資料」という。)を提出した者。

ウ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 総合評価点は、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点

(3) 価格評価点と価格以外の評価点の配点は次のとおりとする。

① 価格評価点 80点

② 価格以外の評価点 20点

3. 価格評価点の算定方法

(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。

価格評価点	((最低制限価格/予定価格)率<応札率≤100%)における価格評価点
	応札率100%における価格評価点が 0点 応札率 (最低制限価格/予定価格)率における価格評価点が 簡易型80点の2点を通る $x^2/a^2 + y^2/b^2 = 1$ ($b > a > 0$) で示される楕円の式により算出される以下に示すyの値(正)とする。 ・価格評価点 $y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}$ y : 価格評価点 x : (応札率－(最低制限価格/予定価格)率)(%) a : (1－(最低制限価格/予定価格))率 b : 80点 ※応札率(最低制限価格/予定価格)率以下は、評価対象外とする。

(評価点は、少数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。)

評価点

落札率	評価点
0	80.00
1	80.00
2	80.00
3	80.00
4	80.00
5	80.00
6	80.00
7	80.00
8	80.00
9	80.00
10	80.00
11	80.00
12	80.00
13	80.00
14	80.00
15	80.00
16	80.00
17	80.00
18	80.00
19	80.00
20	80.00
21	80.00
22	80.00
23	80.00
24	80.00
25	80.00
26	80.00
27	80.00
28	80.00
29	80.00
30	80.00
31	80.00
32	80.00
33	80.00
34	80.00
35	80.00
36	80.00
37	80.00
38	80.00
39	80.00
40	80.00
41	80.00
42	80.00
43	80.00
44	80.00
45	80.00
46	80.00
47	80.00
48	80.00
49	80.00
50	80.00
51	80.00
52	80.00
53	80.00
54	80.00
55	80.00
56	80.00
57	80.00
58	80.00
59	80.00
60	80.00
61	80.00
62	80.00
63	80.00
64	80.00
65	80.00
66	80.00
67	80.00
68	80.00
69	80.00
70	80.00
71	80.00
72	80.00
73	80.00
74	80.00
75	80.00
76	80.00
77	80.00
78	80.00
79	80.00
80	80.00
81	80.00
82	80.00
83	80.00
84	80.00
85	80.00
86	80.00
87	80.00
88	80.00
89	80.00
90	80.00
91	80.00
92	80.00
93	80.00
94	80.00
95	80.00
96	80.00
97	80.00
98	80.00
99	80.00
100	80.00

(1) 価格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価技術資料により、価格以外の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

- ・ 総合評価技術資料の提出が無い者は失格とする。

(4)虚偽の申告による応札は失格とする。

- ### (5) 錯誤の申告による応札①

- ### (6) 錯誤の申告による応札②

- ・ 入札参加者が有している実績以下の内容で申告した場合は、錯誤による応札とし、申告内容どおりに評価する。

5. 落札者の決定方法

(1) 落札候補者の決定方法

- ・ 入札価格が予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

(2) 総合評価点在同点の場合の取り扱い

- ・ 総合評価点が高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。

(3) 配置する技術者に対するヒアリング

- ・ 落札候補者から提出された資料等の適否を判断するため、必要に応じて配置する技術者に対するヒアリングが出来るものとする。

その場合、例えば以下の項目について確認する。

- ・ 配置する技術者の経歴、資格
- ・ 同種工事の経験の有無
- ・ 同種工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意した点・工夫した点
- ・ 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・ 当該工事に関する質問の有無 等

(4) 配置する技術者の取り扱い

- ・ 配置する技術者の変更は原則認めない。(工場製作等を含む工事又は技術者のやむを得ない事情等により変更が必要と監督職員が認めたときを除く)
- ・ なお工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者について評価点を算出するものとする。

6. 価格以外の評価項目及び評価点

下記における評価項目についてそれぞれの評価を行い、各々評価点を算出する。

丸森町総合評価落札方式・価格以外の評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
企業の評価		
同種工事の施工実績 (別記様式2) ※同種工事は発注者が指示する工種を含む工事とする。	同種工事の施工実績あり(過去5年間)	3
	同種工事の施工実績なし	0
同種工事の工事成績評定 (過去2年間の最高評点)	85点以上	2
	70点以上85点未満	1
	70点未満または実績なし	0
配置予定技術者の能力		
主任技術者の保有する資格の有無	1級土木施工管理技士又は技術士	2
	2級土木施工管理技士	1
同種工事の施工実績 (別記様式3) ※同種工事は発注者が指示する工種を含む工事とする。 ※同種工事の経験として記載する工事は、従事を必要とする期間に対する配置技術者もしくは現場代理人としての従事期間の割合が90%以上であること。	同種工事の施工実績あり	3
	同種工事の施工実績なし	0
労働福祉		
建退共又は退職一時金制度導入の有無	導入	1
	未導入	0
地域貢献		
営業拠点の所在地	丸森町内に本店有り	3
	その他	0
災害協定等による活動実績 (別記様式4)	①丸森町との災害協定あり ②出勤実績あり(過去5年間) ※①、②の両方を満たす場合	2
	①丸森町との災害協定あり ②出勤実績あり(過去5年間) ※①、②の一方を満たす場合	1
	協定及び実績なし	0
道路の除融雪業務の実績	丸森町の管理する道路の除融雪業務の実績あり(過去5年間)	2
	実績なし	0
企業の社会的責任等の実績 (企業での地域貢献活動(ボランティア)の実績)	実績あり(過去5年間)	2
	実績なし	0
合計		20

同種工事の要件

当該工事の改札日の属する年度の直前5ヶ年度及び入札公告日までに完成し引渡しが完了した
工事で、宮城県大河原土木事務所管内における、国、県、市町村、特殊法人等の
発注した工事。(共同企業体としては出資比率20%以上の場合のものに限る。)

7. 提出資料

- (1) 応札者は別記様式1から別紙様式4を提出すること
- (2) 別記様式1には応札者記入欄に応札者自らが該当点数を記入し提出すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。

①施工実績

別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

②配置予定の技術者

同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載し、資格等を証明する書類として資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること(監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。)。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

③契約書の写し

①の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録がされていることが確認できる写しを提出すること。

④除融雪業務、災害対応等及び社会的責任等による地域貢献の実績

除融雪業務、災害対応等及び社会的責任等による地域貢献の実績の有無を別記様式4に記載すること。

また、過去5年間の出勤実績を評価の対象とするので、出勤の実績がある場合はその旨を記載すること。

⑤過去2年間の同種工事で工事成績評点が記載されている通知書の写し